

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 の一部を改正する政令案について（概要）

1. 背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項により、特別特定建築物の政令で定める規模（2000 m²）以上の建築をしようとするときは、当該特別特定建築物を、政令で定める建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないとされている。加えて、同条第 3 項により、地方公共団体は、条例で適合義務の対象規模を引下げ、又は建築物移動等円滑化基準に必要な事項を付加することができる。

現行の建築物移動等円滑化基準は 2000 m²以上の大規模の建築物を想定して定めているため、小規模の建築物に当てはめた場合に建築主等にとって過度に負担の生じるものとなる場合も考えられ、条例制定が進まない一因となっている。

このため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）を改正し、地方公共団体がより柔軟に条例による規模引き下げを行うことができるよう、500 m²未満の小規模の特別特定建築物についての建築物移動等円滑化基準を見直すこととする。

2. 改正の概要

（1）条例対象小規模特別特定建築物についての建築物移動等円滑化基準（新設）

法第 14 条第 3 項の規定により地方公共団体が条例で適合義務の対象となる建築の規模を 500 m²未満で定めた場合における 500 m²未満の特別特定建築物（以下「条例対象小規模特別特定建築物」という。）について、政令においては、

- ・道等から利用居室までの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とし、当該経路を構成する出入口、廊下、傾斜路、エレベーター、敷地内通路等を高齢者、障害者等が円滑に利用することのできるものとする
 - ・移動等円滑化経路を構成する廊下等、傾斜路及び敷地内通路の幅を 90 cm 以上とすること
 - ・移動等円滑化の措置が取られたエレベーター等にはその旨の標識を設けること
- 等を定める。

※これら以外の基準については、地方公共団体が規模等を勘案して条例で設定することができる。

（2）その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和 2 年 12 月上旬
施行 令和 3 年 10 月 1 日